

川越地区消防組合
自動販売機設置者公募要項

令和5年2月

川越地区消防組合

【問い合わせ】

350-0823

川越市神明町48番地4

川越地区消防局 総務課管理担当

電話049-222-0741（直通）

1 公募の概要

川越地区消防組合では、組合施設への自動販売機の設置を「行政財産の貸付」等により、公募します。売上金額に対して最も高い「一部納入率」を提示した者と、「自動販売機の設置に係る賃貸借契約」を締結します。

- ※ 設置者に決定後、正当な理由なく辞退した場合、今後、同様の手続きへの参加が認められない場合があります。やむを得ず辞退した場合、次点の者が設置者となります。
- ※ 職員の福利厚生及び災害時等の食料品の確保を目的としています。
- ※ 行政財産の貸付・・・地方自治法第238条の4第2項第4号を参照
- ※ 一部納入率・・・「売上金額×〇〇.〇%」の算式により算出された金額を「貸付料」として組合に納入していただきます。「一部納入率」は、「〇〇.〇%」の部分です（別紙「提案書」に小数点以下第1位まで記入）。
- ※ 契約期間は2年6箇月間（協議により2年間を限度に更新可）となります。なお、契約期間中に消費税率の改定があった場合でも「一部納入率」の変更は行いません。

2 自動販売機の種類

公募する自動販売機の種類は、食品及び清涼飲料水（酒類を除く）の自動販売機の災害対応自動販売機とします。

3 自動販売機の設置場所、台数等

応募番号	設置場所	設置台数	設置面積	設置する販売機の種類	施設利用者数(職員等)	所管課(設置料等納入先)
1	消防局・川越北消防署(1階食堂) 川越市神明町48番地4	1台	1.0㎡ (1.0m×1.0m)	食品(軽食)	136人	消防局 総務課
	消防局・川越北消防署(屋外) 川越市神明町48番地4	1台	1.0㎡ (1.0m×1.0m)	飲料(缶、ペット)		
2	川越中央消防署(2階食堂) 川越市新宿町2丁目14番地7	1台	1.0㎡ (1.0m×1.0m)	食品(軽食)	71人	
	川越中央消防署(屋内) 川越市新宿町2丁目14番地7	1台	1.0㎡ (1.0m×1.0m)	飲料(缶、ペット)		
3	川越中央消防署(屋外) 川越市新宿町2丁目14番地7	1台	1.0㎡ (1.0m×1.0m)	飲料(缶、ペット)	71人	

- 注1) 現在、応募番号1は1階食堂に1台の食品及び飲料(カップ)販売機、屋外に2台の飲料(缶、ペット)が設置してあり、本公募は、屋内の食品及び屋外の飲料(缶、ペット)の各1台の入れ替えとなります。
- 注2) 現在、応募番号2は川越中央消防署の2階食堂に1台の飲料(缶、ペット)販売機及び1台の食品の販売機が設置してあり、本公募は各1台の入れ替えとなります。
- 注3) 現在、応募番号3は川越中央消防署の屋外に1台の自動販売機(缶・ペット)が設置されており、本公募は1台の入れ替えの設置の対象となります。
- 注4) 応募番号1及び2の貸付の単位は、2台を合わせて一セットとなります。
なお、食品又は飲料のみの応募は無効となります。
- 注5) 貸付面積は、自動販売機を設置する面積を示しており、回収ボックスの設置に要する面積は含まれていません。回収ボックスの設置場所は、原則として自動販売機付近となりますが、詳細は、設置者となった者と川越地区消防組合が協議して決定します。
- 注6) 「缶、ペット」とありますが、設置が可能な機種は原則、缶、ペットボトルの二種類が1台で販売できる機種とします。
- 注7) 別途記載の仕様を順守し、特に環境(省エネ等)に配慮した機種としてください。(別紙「仕様書」参照)
- 注8) 軽食とは、カップ麺、パン類、菓子類、レトルトパウチ食品、栄養補助食品等を示します。
- 注9) 一般市場で認知、支持を受けている商品を中心とした多種多様な種類の商品を販売してください。
- 注10) 応募番号1～3での重複の応募は可能です。
- 注11) 自動販売機は「災害対応型自動販売機」としてください。また、災害時及び災害派遣時には自動販売機内のすべての食品及び飲料を無償提供することができる体制を整えてください。なお、体制を整えるにあたっては、当消防組合と協議により、協定等の締結は可能です。

4 最低納入率

売上金額に対する「一部納入率」は、10.0%以上としてください。
10.0%未満の提案は無効となります。

5 販売価格

食品の販売価格は定価（標準小売価格）未満とし、飲料（缶、ペット）の販売価格は、定価（標準小売価格）から 20 円引きでの販売とします。

6 応募資格

- ・ 消防機関に自動販売機を設置することについて理解と意欲を有すること。
- ・ 法人その他の団体であること（法人格を有さない任意団体でも可）。
- ・ 「令和 3・4 年度川越市競争入札参加資格者名簿（物品・維持管理業務）」に記載されているもの。
- ・ 自動販売機の設置業務について 2 年以上の実績を有し、優良なサービスを提供できる能力を有すること。

《優良なサービス》 次の事項等を適切に行うこと

- ・ 商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収等
- ・ 釣銭管理
- ・ 使用済み容器の回収
- ・ 安全管理（転倒防止、食品衛生、防犯対策等）

- ・ 団体の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- ・ 市税及び町税（川越市、川島町が課税したものに限る）の滞納がないこと。
- ・ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

《公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体の例》

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

7 提出書類、日程等

提出書類	日程（提出期間・場所等）												
<p>1 応募受付</p> <table border="1" data-bbox="268 432 879 1059"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 432 724 528">書類の種類</th> <th data-bbox="724 432 804 528">法人</th> <th data-bbox="804 432 879 528">任意 団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 528 724 577">ア 応募申込書・・・様式1</td> <td data-bbox="724 528 804 577">○</td> <td data-bbox="804 528 879 577">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 577 724 674">イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類（パンフレット等）</td> <td data-bbox="724 577 804 674">○</td> <td data-bbox="804 577 879 674">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 674 724 1059">ウ 当該事業の運用計画書〔任意様式〕 ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類</td> <td data-bbox="724 674 804 1059">○</td> <td data-bbox="804 674 879 1059">○</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="268 1059 879 1301">エ 委任状について・・・様式2 委任者は、令和3・4年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されているものとし、応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。</p> <p data-bbox="268 1301 879 1395">※設置者が決定した場合は、納税証明等別途提出書類が必要となります。</p>	書類の種類	法人	任意 団体	ア 応募申込書・・・様式1	○	○	イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類（パンフレット等）	○	○	ウ 当該事業の運用計画書〔任意様式〕 ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類	○	○	<p>＜提出先＞ 〒350-0823 川越市神明町48番地4 川越地区消防局総務課</p> <p>＜受付期間＞ 令和5年2月16日（木） ～3月2日（木） （土、日、祝日を除く） 8時30分から12時00分 13時00分から17時15分</p> <p>＜提出方法＞ 持参</p>
書類の種類	法人	任意 団体											
ア 応募申込書・・・様式1	○	○											
イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類（パンフレット等）	○	○											
ウ 当該事業の運用計画書〔任意様式〕 ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類	○	○											
<p>2 提案書の受付</p> <p>提案書・・・様式3</p> <p>※ 提案書は、「応募番号」ごとに作成し、封筒に入れ、糊づけの上、封筒の表面に「応募番号」を記入して提出してください。</p> <p>全ての応募番号に応募する場合は、封筒は3通になります。</p>	<p>令和5年3月3日（金） 午後1時30分から 川越地区消防局 3階講堂</p>												
<p>3 提案書の開封（設置者の決定・発表）</p> <p>応募者は、必ず出席してください。</p>													

※ 郵送による受付は行いません。

※ 記載事項に不備のある書類は、受け付けることができません。

※ 応募申込書をはじめとする一連の関係書類は、当該設置者の選定のみ利用します。
また、提出いただいた書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

8 設置者の決定方法

・応募資格を満たし、必要書類が適正に提出された者であって、最低納入率（10.0%）以上の最も高い「一部納入率」を提示した者を設置者に決定します。

なお、最も高い「一部納入率」を提示した者が2者以上いる場合は、「くじ」により決定します。

※設置者に決定した者のみを公表し、「一部納入率」の公表は行いません。

9 契約の期間等

(1) 契約の期間

2年6箇月（令和5年4月1日～令和7年9月30日）とします。ただし、川越地区消防組合及び設置者と協議のうえ、最長2年間（令和9年9月30日まで）を限度として、契約を更新することができます。

(2) 契約の解除等

次の場合には、契約を解除し、又は変更することがあります。

- ① 川越地区消防組合において公用又は公共用に供するため使用施設を必要とするとき。
- ② 川越地区消防組合が使用施設の用途廃止をしたとき。
- ③ 設置者に契約の条件に違反する行為があると認められるとき。
また、次の場合には、設置者としての決定を取り消すことがあります。
 - ・正当な理由なくして、契約等の手続きをしなかったとき。
 - ・設置者の決定から契約手続きまでの間に、設置者について資金事情の変化等により契約の履行が確実でない川越地区消防組合が判断したとき。
 - ・社会的信用を著しく損なうような行為等により、設置者としてふさわしくないと川越地区消防組合が判断したとき。

(3) 原状回復・返還

契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたとき、設置者は直ちに自己の負担で川越地区消防組合の指定する期日までに使用施設を原状に回復し返還しなければなりません。

(4) 設置者の提出書類

設置者が決定した場合、その設置者は契約前に次に掲げる書類を提出して下さい。

法人の場合・・・法人印鑑登録証明書（原本）・国税、市税（川越市）町税（川島町）の納税証明書（原本）・当該事業の運用計画書

任意団体の場合・・・代表者の印鑑登録証明書（原本）・国税、市税（川越市）町税（川島町）の納税証明書（原本）・当該事業の運用計画書

10 貸付料、電気料の納入方法等

次の(1)貸付料及び(2)電気料については、当該年度の9月末日及び3月末日までの分を、翌月の末日までに、川越地区消防組合が作成する納付書により納めていただきます。

また、毎月(翌月の10日までに)、売上金額及び電気使用量を報告していただきます。

(1) 貸付料

売上金額に「一部納入率」を乗じた金額※小数点以下切り捨て。

(2) 電気料

電気料の算定は、設置者において個別メーターを設置していただき、使用量に相当する料金を納付していただきます。個別メーターを設置しない場合、一律の料金を納付して頂きます。

(3) 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担となります。

11 その他

(1) 損害賠償等

設置者は、施設等の使用に当たり、当消防組合又は第三者に損害を与えたときは、全て自己責任でその損害を賠償しなければなりません。

川越地区消防組合において公用又は公共用に供するため契約を解除した場合において、設置者に損失が発生したときは、川越地区消防組合にその補償を求めることができます。

(2) 法令順守

設置者は、関係法令を順守し、誠実な設置・運営を行うものとします。

(3) 使用上の制限

① 設置者は、施設等を常に良好な状態で使用するとともに、当該契約以外の用途に使用することはできません。

② 設置者は、川越地区消防組合の承認を受けずに使用施設の現状を変更することはできません。

③ 設置者は、契約した施設を第三者に転貸することはできません。

(4) その他

① 組織の改廃等により所管課の名称や、施設用途に変更が生ずる場合があります。

② 苦情・故障への対応については、誠意をもって行うものとします。自動販売機には苦情・故障等の連絡先を明記するものとします。

③ その他この要項に定めのない事項は、当消防組合と設置者がその都度協議して定めます。